

国語解答用紙

受験番号

氏名

問一  
ウ  
問二  
エ

問三		問一
2	1	
必要が生じたから	貧困者の救済を中央政府のもとで統一しておこなう	地域ごとに異なる
30	35	10
		救済制度。

問四  
内務省、しない

問五		問四	問三
困者の救助を隣近所の住民に押し付ける	恤救規則という制度の利用を制限するとともに、貧	内務省、しない	地域ごとに異なる
30	40		10
			救済制度。

問六	問五	問四	問三
申請が相次ぎ、政府の財政がもたなくなっ	困者の救助を隣近所の住民に押し付ける	内務省、しない	地域ごとに異なる
20	40		10
			救済制度。

問七	問六	問五	問四
大日本帝国憲法	申請が相次ぎ、政府の財政がもたなくなっ	困者の救助を隣近所の住民に押し付ける	内務省、しない
1	20	40	
			救済制度。

問九	問八	問七	問六
地域間で差が生じてしま	独身	大日本帝国憲法	申請が相次ぎ、政府の財政がもたなくなっ
10	15	1	20
			救済制度。

問十	問九	問八	問七
イ	地域間で差が生じてしま	独身	大日本帝国憲法
問十二	10	15	1
			救済制度。

問三	問二	問一
①	①	①
イ	ひたい	終生
②	②	②
ア	しょう	古希(稀)
問四	③	③
①	ふんべつ	潔白
問五	④	④
①	ただ	俳句
②		
ウ		
③		
イ		⑤
④		忠誠
エ		